

●オリコフォレントインシュア保証サービスご利用までの流れ●

- オリコフォレントインシュア保証サービスのお申込み・審査が必要となります。
- オリコフォレントインシュアを連帯保証人としてご利用いただくことになります。
- 契約時に、初回保証料として、総家賃の50%が保証委託料として必要になります。（最低保証料：20,000円）
- 月額保証料として賃料等とは別に総家賃の1%を毎月賃料等と合算でお支払いいただきます。

【お申込の受信】

ご記入頂いた申込書類等は、JPEG等の画像データ（PDFは不可）に変換して頂き、下記それぞれの該当するエリアのメールアドレスまで送信下さい。※FAX不可

メール送信後、到着確認のお電話を頂いた時点で正式な申込とさせていただきますので、予めご了承下さい。
また、申込書類等に不備・不足がありますと、申込としてお受けができません。併せてご確認をお願いします。

【審査時の必要書類】

- ☐ 保証委託及び立替払依頼申込書（個人用）
- ☐ 保証委託及び立替払委託契約 お申込時の確認・同意書
- ☐ 契約者（申込者）の身分証明書

【運転免許証・健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングをお願いします。）・パスポート・住基カード（顔写真付※マイナンバーカード裏面のお預かりはできません。）

※住基カードは不可です。

- ☐ 当社の個人情報の取扱いについて

その他書類

- ☐ 先行及び原状回復前賃貸借契約（申込）に関する確認書（該当物件のみ）
- ☐ 【新築物件】先行賃貸借契約（申込）に関する確認書（該当物件のみ）
- ☐ 入居者データ入力票（同居される方がいる場合、ご契約者様とご入居者様が異なる場合）
- ☐ 一般媒介申込書（仲介業者様にてご記入ください）

未成年の方 ☐ 親権者（法定代理人）同意書

☐ 法定代理人同意書

内定の方 ☐ 内定通知書

無職・求職中の方 ☐ 預金通帳コピー

年金受給の方 ☐ 年金支払通知書

生活保護の方 ☐ 生活保護受給証明書

外国籍の方 ☐ 在留カード（表・裏）

☐ パスポート

※その他、適宜審査会社から書類提出の要請がある場合がございます。予めご了承ください。

【ご契約時にご用意いただくもの】

- ☐ 住民票（契約者・入居者）
- ☐ 車検証の写し（駐車場をご契約の場合）

※ ご契約時に、必要書類に不備や契約書等の記入漏れ・印鑑漏れ等がある場合、鍵のお渡しはできませんので、予めご了承下さい。

【各エリア問合せ先】

エリア		電話番号	メールアドレス
本社	東京23区	03-5908-2270	keiyaku_area1@kinoshita-group.co.jp
	多摩エリア	03-5908-1733	keiyaku_area2@kinoshita-group.co.jp
	埼玉エリア	03-5908-2251	keiyaku_area3@kinoshita-group.co.jp
	千葉エリア	03-5908-2253	keiyaku_area2@kinoshita-group.co.jp
横浜営業所		045-594-9562	keiyaku_yokohama@kinoshita-group.co.jp
名古屋営業所		052-265-8305	keiyaku_nagoya@kinoshita-group.co.jp
大阪営業所		06-6310-9199	keiyaku_oosaka@kinoshita-group.co.jp

保証委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社オリコフレントインシュア（以下「丙」という）とは、賃借人（以下「甲」という）との間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に関し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、第3条①各号記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

第2条（保証委託の範囲）

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。

②乙は、丙に対し、第10条所定の保証期間中、本契約締結以後毎月、表面記載の月額滞納額合計の1/5を保証委託料として支払うものとする。乙は、丙に対し、原契約の契約月の満了の時点でも、日滞納額でなく月滞納額合計の1/5を請求するものとする。なお、原契約締結以後に賃料等が増減した場合には、これに応じて当該保証委託料の増減を行うものとする。

③原契約が期間満了（前条終了した場合、又は第3条①に定める賃料等が保証期間満了の途中で減額された場合であっても、乙は、本条及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条（保証の範囲）

①丙は、甲に対して、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（但し、①が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた金銭の支払債務に限る）を、乙と連帯して保証することとし、但し、本契約の締結に際し、乙は丙に対し、次の重要取引、勤務先及び入居者等別個「保証委託及び立替払申込書」に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行なった場合並びに甲と丙の間に締結される賃貸契約所定の免責事項において乙が丙の責任を負うべき事項については、丙は、丙の責任を負わない。管理費、共費及び駐車料金等は他の毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下「賃料等」という）の滞納分

ⅱ 水道使用料及びガス使用料等（以下「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする）の滞納分

ⅲ更新料

ⅳ 原状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復めぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（改訂があった場合には、改訂後のものを含む）に準拠して、乙が負担する）を合理的で、乙が負担することと合理的であると丙が判断した範囲に限る。（以下同じ）

ⅳ 原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡月については、明渡までの日割に賃料等に相当する損害金に限る）

ⅳ 賃料等の滞納を理由とする甲乙間の明渡請求手続において裁判所により乙の負担として認められた差金償還及び強制執行費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用

②本契約に基づき丙が乙が丙との間の立替払委託契約（以下「本立替払委託契約」という）に基づき丙が立替払を行う金額の総額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の24ヶ月に相当する金額を上限とする。

③丙は、次の各号に定める債務については、保証しない。

ⅰ 退去予告通知義務違反の場合における違約金等

ⅱ 早期解約による違約金等

ⅲ 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

ⅳ 火災、ガス爆発、建物の陥穽に連する本래、自殺行為、犯罪行為、心神喪失中の行為その他の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害

ⅳ その他本条に含まれない債務

第4条（保証委託及び立替払委託手続並びに原契約の変更等の届出）

本契約締結後、第3条「保証委託及び立替払委託手続」並びに保証契約の記載内容に変更が生じたとき又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、遅やなくその届出及び変更の内容を届出しなければならない。

第5条（保証債務の履行）

①丙は、乙に対する丙の通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に対して保証債務の履行についての支払いを行い、次項に基づき丙に求償することとする。なお、丙は、本立替払委託契約に基づき丙が丙に支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項ⅰに定める滞還債務の一部として取り扱うことができる。

②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を速ちに償還しなければならない。

ⅰ 丙の甲に対する保証債務の履行額

ⅱ 丙の甲に対する保証債務の履行のための費用

ⅲ 丙の乙に対する求償額又は丙は金に変わった費用

③乙が保証債務につき甲に対して負担する債務を履行しないことによる正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行期の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。

④乙が丙に対して償還すべき金額の支払を遅滞したときは、乙は、丙に対し、その滞還の日より支払済みに至るまで年14.6％の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

⑤甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要であると、丙が判断した場合には、丙

は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。

⑥乙は、丙から甲へ賃料等の収取代行債務（以下「収取代行」という）の委託を受けることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとする。但し、甲と丙との特約により丙が収取代行を行わない賃料等、並びに乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、収取代行の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

第6条（特約）

①乙は、法上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。

ⅰ 乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、通信、文書の指示、差し置き、封緘による滞還相当の手段により乙を支払う行為を行うこと

ⅱ 乙の公告を連絡する必要があるとき、その他緊急を要するときに、本物件の合鍵を甲から借り受け本物件に立ち入ること

ⅲ 乙が甲及び丙指した訴訟連絡先へ訴訟の関係を乙が丙へ連絡すること

ⅳ 本物件の占有を確保し、ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件の占有を断たし判断される場合には、原契約について乙から解約の申請があるものとみなす。

②事由の発生に関わらず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続きに立ち会うことができる。

第7条（滞還額の担保、処分等）

①原契約が終了し本物件の明渡しが成立した場合、丙は、本物件に残置された滞還額を滞還、滞還及び保管することができる。

②前項に基づき滞還額を保管する場合の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する滞還額を取り戻らないときは、乙が当該滞還額を放棄したものとみなし、丙は当該滞還額を処分することができるものとする。

③丙による滞還額の滞還、滞還、保管及び処分にかかる一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、乙が自ら速やかに当該費用を支払うものとする。

第8条（再委託）

丙は、本契約に基づき、委託を受けた事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第9条（滞還担保）

①乙は、本契約に基づき丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権に丙に譲渡し、丙はこれを譲り受けた。

②乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の方への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第10条（保証期間）

①本契約に基づき丙が委託を受ける保証期間は、本契約締結の日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲と丙の三者間の合意が成立した場合はこの限りではない。

②前項にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りではない。

ⅰ 本物件の用途が変更された場合

ⅱ 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合

ⅲ 原契約に基づき賃借権の譲渡・転賃等があった場合又は本物件の占有者に追加・変更があった場合

ⅳ 本物件の内容に重大な変更があった場合

ⅳ 本物件の号室に変更があった場合

第11条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、本契約は終了せず再契約についてもその効力を有し、乙は丙に対し、第2条③の保証委託料を支払うものとする。

第12条（保証委託料の変更）

①本契約の変更により本契約内容に変更が生じる場合には丙の書面による事前の承諾を取らなければならない。丙の承諾を得て本契約内容が変更するものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

①乙及び丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については入居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったとき5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会連帯等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及びその各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証する。

ⅰ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ⅱ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ⅲ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ⅳ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ⅳ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②乙及び丙は、自ら（乙については入居者を含む）又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

ⅰ 暴力的な要求行為

ⅱ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ⅲ 暴力的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ⅳ 偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

ⅳ その他各号に準ずる行為

③次の各号に定める者又はその役員が、①の条の表明書に関して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①の各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合は甲乙丙の間の権利義務関係は、次の各号に定めたとおりとする。

ⅰ 甲の場合

③ 前項は、原契約の定めにかかわらず乙から原契約を解除されることについて異議なく承諾する。丙は、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

ⅱ 乙（入居者を含む）の場合

③ 前項は、原契約の定めにかかわらず原契約を解除することができる。なお、乙は、丙と乙との間の保証委託契約及び立替払委託契約について、この場合に原契約を解除することについて異議なく承諾する。丙は、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる立替払債務、収取代行及び保証債務の履行を停止することができ、また、何らの報告を要せずして、乙と丙との間の保証委託契約及び立替払委託契約を解除することができる。

ⅳ 丙の場合

③ 乙は、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

④ 甲及び丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第14条（個人情報の取り扱いに関する同意）

③ 丙は、個人個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意するものとする。

第15条（協議事項）

③ 本契約に定める一切の事項については、甲及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

第16条（管轄裁判所）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第17条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第18条（管轄裁判所）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第19条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第20条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第21条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第22条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第23条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第24条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第25条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第26条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第27条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第28条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

ⅲ 暴力的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ⅳ 偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

ⅳ その他各号に準ずる行為

③ 次の各号に定める者又はその役員が、①の条の表明書に関して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①の各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合は甲乙丙の間の権利義務関係は、次の各号に定めたとおりとする。

ⅰ 甲の場合

③ 前項は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾する。丙は、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

ⅱ 乙（入居者を含む）の場合

③ 前項は、原契約の定めにかかわらず原契約を解除することができる。なお、甲は、甲と丙との間の保証委託契約及び立替払委託契約について、この場合に原契約を解除することについて異議なく承諾をする。丙は、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる立替払債務、収取代行及び保証債務の履行を停止することができ、また、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

ⅳ 丙の場合

③ 乙は、何らの報告を要せずして、本契約を解除することができる。

④ 甲及び丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第14条（個人情報の取り扱いに関する同意）

③ 丙は、個人個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意するものとする。

第15条（協議事項）

③ 本契約に定める一切の事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

第16条（管轄裁判所）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第17条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第18条（管轄裁判所）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第19条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第20条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第21条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第22条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第23条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第24条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第25条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第26条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第27条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第28条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第29条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第30条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第31条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第32条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第33条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第34条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第35条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第36条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第37条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第38条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第39条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第40条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第41条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第42条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第43条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第44条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第45条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第46条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第47条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第48条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第49条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

第50条（準拠法）

③ 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

P-A (SPF) 1807.03

C (SPF) 1807.03

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

- 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
 - ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること
 - ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

- 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
 - ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
 - ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等）

- 申込者等は、当社が申込者等との保証委託契約締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。
 - 加盟家賃債務保証情報取扱機関
名 称：一般社団法人全国賃貸保証業協会（略称LICC）
住 所：〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 沙留スぺリアビル4階
電話番号：0570-086-110
ホームページアドレス：http://jpg.or.jp/

- 申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との保証委託契約の締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの情報が登録されている期間
2	賃貸物件の名称、所在地等賃貸物件を特定するための情報	
3	保証委託契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
4	当社の賃貸人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	保証委託契約期間中及び保証委託契約終了後債務が消滅してから5年間

- 申込者等は、賃貸人が申込者等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これに係る情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。
- 原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報に係る開示・訂正等・利用停止等の請求を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第7条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第8条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

- 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。
- 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第18条記載の開合せ窓口までご連絡ください。

第9条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第10条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第11条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第12条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第13条（個人情報の管理）

- 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第14条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第15条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第16条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第17条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第18条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。
株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口
電話番号：0570-030-733
受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～19：00
※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人信用情報機関への登録・利用）

- 申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

- 加盟信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- 株式会社シー・アイ・シー
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問合せ先：0120-810-414
ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。
 - 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問合せ先：03-3214-5020
ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
 - 株式会社日本信用情報機構
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
お問合せ先：0570-055-955
ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

- 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
- 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、第6条1.2.並びに第9条から第11条まで中「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。



信用を積み立てよう

LICC加盟会社は家賃支払情報データベースを審査の参考に使っています

同意署名にご協力をお願いします

データベースへの登録・照会に関する同意がないことを理由に保証審査を拒否することはありませんが、信用が蓄積されることで、職業・収入等にかかわらず保証を受けやすくなっていきます。

LICCに登録されたお客様の情報は開示を受けることができます。
お問い合わせは下記までお願いいたします。
(来所または郵送。申込書・手数料・本人確認書類が必要)

一般社団法人全国賃貸保証業協会(LICC)は、家賃支払情報データベースの運営等を通じ、賃貸住宅への入居手続きの円滑化・合理化並びに家賃債務保証業の健全な発展と普及に寄与することを目的とする一般社団法人です。データベースの運用にあたっては関係法令を厳格に遵守し、加盟会社への訪問監査・モニタリング調査・講習会等により、情報の安全管理徹底と精度向上に努めています。



一般社団法人
全国賃貸保証業協会

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スぺリアビル4階
お問い合わせ TEL.0570-086-110 10:00~17:00(土日祝祭日・年末年始を除く)
ホームページ <http://jpg.or.jp>

当社はLICCの加盟会社です

 **Orico**
株式会社オリコフォレンジューア

申込用FAX:0570-009-977 お問合せ電話番号 0570-030-123

申込内容を確認させていただくために(株)オリコフォレントインシュアから
申込者様、勤務先にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借 申込内容	契約種別	普通借家		定期借家はここに チェックして下さい	☐	入居予定	20__年__月__日ごろ ☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬		前家賃 (予定)	月分まで 受領予定		
	物件 所在地	フリガナ 〒____都道府県								家賃	①	円
										管理費 共益費	②	円
	物件名	フリガナ					号室	間取り・㎡数 ()R・K・DK・LDK ㎡数 ()㎡		駐車料金	③	円
										その他費用 〔 〕	④	円
	敷金 (保証金)	円			退去償却 (解約引き)			円			礼金	円
〔 〕				〔 〕						〔 〕	円	
									月額請求額 合 計	①+②+③+④ 円/月		

申込者・ 賃借人	現住所	フリガナ 〒____都道府県											※建物名までご記入ください。											
	氏名	フリガナ					性別	電 話		固 定	—					—								
							男・女	携 帯		—					—									
	生年月日	(西暦) 年 月 日 () 歳											運転免許証番号 (お持ちの方は必ず ご記入ください)											
	家族構成	1.独身 2.独身(子供有り) 3.配偶者有り 4.単身(既婚) 5.その他()											現在の家賃 (住宅ローン返済額)		万円/月		居住年数							
	現住居 種類	1.賃貸 2.家族所有 3.社宅/寮 4.公営住宅 5.自己所有 6.その他																						
	現住居 連帯保証人	1.親 2.兄弟 3.親族 4.配偶者 5.友人/知人 6.保証会社 7.その他																						
	転居理由	1.結婚 2.独立 3.就職/入学 4.転勤 5.転職 6.通勤時間 7.手狭 8.家賃が高い 9.環境 10.その他 ()																						
	職 種	1.正社員 2.派遣社員 3.契約社員 4.公務員 5.パート/アルバイト 6.学生 7.年金が主な収入 8.生活保護受給 9.無職 10.その他 ()																						
	業 種	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他 ()																						
お勤め先 (派遣元)	名 称	フリガナ					電 話		—															
							年収(税込)		万円															
							従業員数		1.10人未満 2.50人未満 3.300人未満 4.300人以上															
	住 所	フリガナ 〒____都道府県								部 署					勤続年数	年 ヶ月								
								役 職																

入居予定者	1. 申込者のみ 2. 申込者と同居人 3. 申込者以外										
-------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※お申込者様の上記記入以外にご連絡先がある場合はご記入ください

連絡先住所	フリガナ 〒____都道府県											※建物名までご記入ください。									
連絡先電話番号	固 定	—				—				携 帯	—				—						

備考欄	※現職の勤務年数が6ヶ月以内の場合は備考欄に前職の社名・所在地・勤続年数を、また派遣社員の方は、派遣先の社名・所在地・電話番号をご記入下さい。																
	商品コード：001-042-57																

仲介会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。											管理会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。										
株式会社 木下の賃貸											株式会社 木下の賃貸												
【 本社 多摩エリア 神奈川エリア 千葉エリア 埼玉エリア 名古屋支店 大阪支店 】											【 本社 多摩エリア 神奈川エリア 千葉エリア 埼玉エリア 名古屋支店 大阪支店 】												
ご担当者印 又はサイン											ご担当者印 又はサイン												
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。																							

■ 個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるのも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

- 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
 - ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること
 - ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

- 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。
- 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第17条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

第8条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、

提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条（個人情報の管理）

- 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第16条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

第17条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）10：00～19：00

※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報情報機関への登録・利用）

- 申込者等は、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人情報情報機関を、以下「加盟個人情報機関」という）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
- 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

- 加盟個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 提携個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pic/

●株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 友友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 当社が加盟個人情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

- 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
- 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、並びに第8条から第10条までで「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

■お申込にあたって

- 申込者は「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ、保証委託及び立替払委託契約を申込するものとします。

ご記入日(西暦)	20	年	月	日	申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)	※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。
----------	----	---	---	---	--------------------------	-------------------------------

家賃等債務決済保証サービスに関するご説明

(家賃債務保証業者登録規定 第 17 条及び第 18 条の規定による説明)

株式会社オリコフォレントインシュアの家賃等債務決済保証サービスをご利用にあたり、以下の内容をよくお読みになり、同意のうえ、ご契約をお願いします。

1. 保証会社の申込について

家賃債務保証を行う保証会社は、次の通りです。保証会社は、賃借人様がお支払いを遅延した場合、賃借人様に代わってお支払を行います。保証会社がお支払したときには、後日賃借人様に対してご請求させていただきます。

保証会社：株式会社オリコフォレントインシュア

住 所：東京都港区芝浦 4-9-25

問合せ先：0570-030-123

登録番号：国土交通大臣 (1) 第 1 号 (登録日：2017 年 12 月 21 日)

2. 保証範囲及び内容について

- ①月額賃料など（保証委託契約書表面記載の月額合計金額）
- ②変動費
- ③更新費用
- ④付帯費用
- ⑤原状回復費用
- ⑥賃貸借契約解除後から明渡までの間の賃料相当損害金
- ⑦明渡訴訟その他法的手続きに係る費用
- ⑧早期解約違約金
- ⑨保証上限額は月額賃料（共益費、管理費等は含まない）の 48 ヶ月が最大になります。

※弊社家賃保証サービスをご利用頂いている不動産管理会社様によっては、含まれない項目がございます。予めご了承下さい。

3. 保証委託料について

詳しくはご契約いただくご契約書をご確認ください。なお保証委託料は、その支払後、中途において解約になった場合にも返金はいりません。

4. 保証期間について

保証期間は、保証委託契約締結日から賃貸物件の明渡までとなります。

5. 求償権および求償する金額について

保証会社が賃借人様に代わってお支払した場合、保証会社から賃借人様に対して求償権が発生します。この求償権に基づいて、保証会社が賃借人様に対してご請求を行います。賃借人様に対してご請求する金額は、上記 (2) の範囲で保証会社がお支払した額及び遅延損害金（年 14.6%）となります。

当社の個人情報取扱について

（保護、安全管理措置について）

2020年3月23日改定
株式会社 木下の賃貸

株式会社木下の賃貸（以下、当社）は、個人情報保護法等の法令を遵守し、個人情報の保護、運用、厳重な管理を実施いたします。また、当社が利用目的の範囲内で業務委託先に個人データを提供する場合もありますが、業務委託先とは秘密保持及び個人情報に関する契約を締結し、下記目的外の利用を禁止し、安全管理措置を講じさせる等の対応を行い、委託先の監督を実施いたします。

記

- 1）取得する個人情報の利用目的
- 当社は、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、年齢、性別、職業、銀行口座番号等の個人情報の取得する場合があります。
- 当社は、個人情報を本人から書面等により直接取得する場合（それらの書面等に予め利用目的を明示しております）、又はそれ以外の方法で適法に取得する場合、以下の目的に利用いたします。
- ① お問合せ内容のご対応

② 当社の商品やサービスのご案内のダイレクトメールを送付するため

③ 当社の商品やサービスに対するご意見をお伺いするため

④ 当社の商品の需要調査のため

⑤ 当社の商品開発のため

⑥ 当社キャンペーンのご案内を送付するため

⑦ 当社の商品、サービスに関する情報誌を送付又はメールマガジンを送信するため

⑧ 第三者に提供するため

⑨ 受託業務を当社の業務委託先に再委託するため

- 2）第三者提供

当社は、以下の①から⑤に記載する場合を除き、個人データ（「個人データベース等」を構成する個人情報）をあらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。また、個人データに該当しない個人情報についても、できる限り個人データに準じて取り扱います。

- ① 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 個人情報保護法に基づくオプトアウトを行っている場合

- 3）オプトアウト

当社は、以下の個人データを第三者に提供する場合があります。

- ① 個人データの項目
- 第三者に提供する個人データの項目は以下のとおりです。
- 住所、氏名、電話番号
- ② 第三者への提供の手段又は方法
- 当社は、上記個人データを電子媒体に複製の上、直接第三者に交付する方法及び書面の郵送、電話、FAX、メール等の方法により提供いたします。
- ③ 第三者への提供の停止
- 当社は、本人の方の求めがあった場合は、速やかに第三者への提供を停止いたします。
- ；当社の協力業者（下請け業者）に個人情報を提供させて頂く事があります。
- ；当社が、当社のグループ企業と一体となってお客様への商品、サービスの提供を行う場合に、株式会社木下不動産、株式会社木下グループ、株式会社木下工務店、株式会社木下工務店レジデンス、株式会社木下工務店リフォーム、株式会社木下の介護、株式会社キノシタコミュニケーションに個人情報を提供させて頂く事があります。
- ；所有者が変更した時には新たな所有者に個人情報を提供させて頂く事があります。

- 4）共同利用

当社は、①に記載する個人データをお客様の承諾の上、グループ会社並びに業務委託先との間で共同利用させていただきます。

- ① 個人データの項目
- 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。
- 住所、氏名、電話番号

- ② 共同して利用する者と利用目的

＜共同利用する者＞

（グループ会社）

- ；株式会社木下グループ各種マネージメント業、不動産の賃貸借における賃料等の集金代行及び保証業務等
- ；株式会社木下工務店注文住宅事業、分譲住宅事業、土地活用アパート建築請負事業
- ；株式会社木下工務店リフォーム事業
- ；株式会社木下不動産都市型マンション企画分譲事業、不動産仲介事業等
- ；株式会社木下の介護介護施設企画運営事業等
- ；株式会社キノシタコミュニケーション管理組合運営事業、建物の維持・保守修繕・点検業務等
- ；株式会社木下の保育認可・認証・小規模保育園、学童保育の運営
- ；株式会社木下の台所給食事業・仕出し料理・弁当の製造及び販売等

（業務委託先）

弊社が受託業務の一部を再委託する外注業者上記業者に弊社がお客様より受けた業務の一部を、弊社が業務委託する、外注業者に、業務委託上必要最小限となる「住所・氏名・電話番号」の情報を使用することがあります。

＜共同利用する目的＞

上記グループ会社及び業務委託先の事業及びそれに付随する事業における商品サービスに関する情報のお知らせ、商品の発送、関連するアフターサービス、新商品、新サービスのお知らせ、アンケート調査のために利用いたします。

- ③ 個人データの管理責任者

管理責任者は、尾崎 浩司 です。

住所 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー9階

電話番号 03-5908-2244（代表）

- 5）保有個人データ

- ① 氏名、住所、電話番号、ファックス番号
- 1）取得する個人情報の利用目的の①②③⑥⑦⑧⑨
- ② メールアドレス
- 1）取得する個人情報の利用目的の①②⑦
- ③ 年齢、性別、職業
- 1）取得する個人情報の利用目的の①③④⑤⑥

- 6）問い合わせ・苦情窓口

- 1）個人情報に関する問い合わせ、苦情等は、お問合わせ窓口

TEL 03-5908-2244・FAX 03-5908-2243（平日9：30～18：30）にてお受けいたします。

以上

本日、個人情報保護法に規定する、個人情報取り扱い事業者の「あらかじめ明示する義務」に関して、本書面「当社の個人情報取り扱いについて（保護、安全管理措置について）」により説明を受けました。

申込者住所

申込者氏名

印

年 月 日

先行及び原状回復前賃貸借契約(申込)に関する確認書

物件名： _____ 号室

契約締結(申込)日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記日付にて締結(申込)した本物件の建物賃貸借契約について、下記のことを予め確認し、了承しました。

記

- ① 本物件は現賃借人が入居中若しくは原状回復工事中であり、現賃借人の引越の都合又は原状回復工事の進捗状況によって、契約開始日及び入居可能日が遅れる場合があります。
- ② 賃借人は①の事情により、引越が困難になった場合には、告知日より2日以内に申込及び本契約を取消しすることができます。
※契約継続時、契約締結済の場合は別途覚書にて契約期間を訂正します。
その場合、過払い賃料は日割計算し、翌月以降の賃料へ充当します。
※契約を取消した場合、契約金一式は1週間以内に振込返金になります。
- ③ ①及び②の場合、賃借人は貸主及び貸主代理に対して、責任追及及び損害金の請求はできません。
- ④ 契約時の図面と、入居時の現況に相違があった場合には、現況優先を了承し、一切の変更を要求することはできません。

以上

年 月 日

株式会社木下の賃貸 御中

賃借人 住所： _____

氏名： _____ 印

【新築物件】先行賃貸借契約(申込)に関する確認書

物件名： _____ 号室

契約締結(申込)日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記日付にて締結(申込)した本物件の建物賃貸借契約について、下記のことを予め確認し、了承しました。

記

- ① 本物件は現在建築中であり、工事の進捗状況によって契約開始日及び入居可能日が遅れる場合があります。
- ② 賃借人は①の事情により、引越が困難になった場合には、告知日より2日以内に申込及び本契約を取消しすることができます。
※契約継続時、契約締結済の場合は別途覚書にて契約期間を訂正します。
その場合、過払い賃料は日割計算し、翌月以降の賃料へ充当します。
※契約を取消した場合、契約金一式は1週間以内に振込返金になります。
- ③ ①及び②の場合、賃借人は貸主及び貸主代理に対して、責任追及及び損害金の請求はできません。
- ④ 契約時の図面と、入居時の現況に相違があった場合には、現況優先を了承し、一切の変更を要求することはできません。

以上

_____ 年 _____ 月 _____ 日

株式会社木下の賃貸 御中

賃借人 住所： _____

氏名： _____ 印

緊急連絡先様 / 入居者様データ入力票

※緊急連絡先様は必ずご記入下さい。

※入居者様は、契約者様とご入居者様が異なる場合、同居される方がいる場合ご記入下さい。

契約者名	様
物件名/号室	号室

■ 緊急連絡先

フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	性別	男・女
緊急連絡先名			月	日 (才)		
住所					続柄	
電話番号		携帯番号		アドレス		

※入居者は70歳以下（単身の場合は高卒以上（進路先内定済み必須））となります。

フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	性別	男・女
入居者様			月	日 (才)		
住所					続柄	
電話番号		携帯番号		メール アドレス		
現住居	自己所有・家族所有・社宅/官舎・借家・賃貸・公営/公団・アパート・寮					
世帯状況	独身（家族別居）・独身（家族同居）・既婚（子供なし）・既婚（子供 人）					
勤務先		勤務先電話番号		勤続 年数	年	
勤務先住所					税込 年収	万円

※その他ご入居者様がいらっしゃる場合は、こちらへご記入をお願いいたします。

フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	
入居者名			月	日 (才)	
携帯番号		続柄		性別	男・女
勤務先 学校名		勤務先/学校 住所			

フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	
入居者名			月	日 (才)	
携帯番号		続柄		性別	男・女
勤務先 学校名		勤務先/学校 住所			

株式会社木下の賃貸 御中

【1】募集・契約等について

■敷金 (2 ・ 1) ヶ月・【 】ヶ月
 ■礼金 (2 ・ 1) ヶ月・【 】ヶ月
 ■賃料 _____ 円
 ■管理費 _____ 円
 ■広告料 賃料の (0% 25% 50% 75% 100% 【 】%)

- | | |
|-------------|---|
| ■ 契約期間 | 2 年間（更新可） |
| ■ 更新料 | 新賃料の（ 1ヶ月分 ・ 【 】ヶ月分 ・ なし ） |
| ■ 解約 | 1 ヶ月前に文書で当社宛に通知 |
| ■ 木下の賃貸友の会費 | 月額（別途税）（ 1,600円 ・ 2,100円 ） |
| ■ 鍵交換費（別途税） | _____ 円 |

- 契約時に、必要書類に不備や契約書等の記入漏れ・印鑑漏れ等がある場合、鍵の引き渡しが出来ないことがあることを確認しました。
- 申込後、契約までの間に売却などの諸事情により株式会社木下の賃貸の貸主又は貸主代理の地位が終了した場合、申込が無効になることがあることを確認しました。
- 下記契約者に対する不動産賃貸借契約の仲介にあたり、株式会社木下の賃貸を代理店とする保険会社の入居者補償制度（火災保険）のご案内が在中する専用封筒および意向把握・確認書の取扱いにおいて、それぞれのご注意欄に記載された事項に留意し、賃借人等に対して保険の説明や意向の確認等を行わないことを確認しました。

また、専用封筒の開封や、意向把握・確認書に貼付のシールをはがしたり、シールの貼っていない同書面を加入者から受領しないことを確認しました。

仲介手数料は宅地建物取引業法第46条、および国土交通省告示に従って、受領致します。

■ 物件名称	
■ 号室	号室
■ 所在地	
■ 完成年月	年 月 完成
■ 構造	木造 ・ 軽量鉄骨 ・ 重量鉄骨 ・ RC ・ SRC ・ その他
■ 間取	1R ・ 1K ・ 1DK ・ 1LDK ・ 2K ・ 2DK ・ 【 】
■ 専有面積	m ²

年 月 日

仲介人（仲介会社）	契 約 者	様
	住 所	
	社 名	印
	担 当 者	
	連 絡 先	

親権者(法定代理人)同意書

株式会社木下の賃貸 御中

【物 件 表 示】

物 件 名 称 _____ 号室

所 在 地 _____

賃貸人 _____ と賃借人 _____ の間において締結される
上記賃貸借契約につき上記賃借人の親権者(法定代理人。他に親権者がいる場合は代表者)
として、上記賃借人が、貴社に対し、上記賃貸物件の賃貸借契約に関する申込み及び契約締結
をすることに異議なく同意いたします。

年 月 日

【親権者(法定代理人)】

住所 _____	捺 印 欄
氏名 _____	
賃借人との関係 _____	

株式会社オリコフォレントインシュア 行

私は、契約申込者の法定代理人（他に共同親権者がいる場合にはその代表者）として、契約申込者が、貴社に対し下記賃貸物件について保証委託契約の申込みを行うこと及び貴社との間で保証委託契約を締結すること、に同意します。
また、契約申込者が「個人情報の取り扱いに関する条項」に関し同意することにつき、同意します。

【賃貸物件】

物件名	フリガナ	号 室
物件所在地	フリガナ	都 道 府 県
	〒	

【契約申込者（保証委託者）】

現住所	フリガナ	※建物名までご記入ください。		
	〒	都 道 府 県		
氏 名	フリガナ	生年月日	(西暦) 年 月 日	
			年 齢	歳

【法定代理人の署名欄】

			ご記入日	(西暦) 年 月 日
現住所	フリガナ	※建物名までご記入ください。		
	〒	都 道 府 県		
氏 名	フリガナ	印	生年月日	(西暦) 年 月 日
				続 柄
電 話	固 定	— —	携 帯	— —

【ご記入にあたっての注意事項】

●法定代理人様へ確認のご連絡をさせて頂く場合がありますので、「電話番号」欄には連絡可能な番号をご記入下さい。●審査の結果によっては、本契約をお受けできない場合があります。その場合、本同意書は返却致しかねますので予めご了承下さい。●記載内容が事実と相違する事が判明した場合は、本契約の取消し等をさせて頂く場合がありますので予めご了承下さい。